

公益財団法人 新潟県スキー連盟 専門部会運営規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益財団法人 新潟県スキー連盟（以下「この法人」という。）定款第40条に定める専門部会の運営に関し必要な事項を定め、その適法かつ円滑適切な運営を図ることを目的とする。

(構成及び出席)

第2条 専門部会は、専門委員をもって組織する。

2 専門部会に、総務本部、競技本部、教育本部を置く。各本部に、必要に応じ部及び委員会を置くことが出来る。

3 各本部に本部長及び部長を置き、理事の中から会長がこれを委嘱する。

4 専門委員は、やむを得ない事由がある場合を除き、専門部会に出席しなければならない。

(選任及び解任)

第3条 専門委員の選任及び解任は、理事会に諮り会長がこれを行う。

(権 限)

第4条 専門部会は、この法人の業務執行を行う理事又は理事会の命ずるところにより、この法人の業務遂行に関する企画実施、意見具申等を行う。また会長の諮問する事項に関する研究・調査の結果を答申するものとする。

(業 務)

第5条 各本部の業務は次のとおりとする。

1 総務本部

- (1) 理事会、評議員会に関する事
- (2) 定款、規程等に関する事
- (3) 加盟、脱退等に関する事
- (4) 財政に関する事
- (5) スキーにいがたの編集、発行に関する事
- (6) 表彰等に関する事
- (7) その他、各本部に属さない事項

2 競技本部

- (1) 法人主催、主管のスキー競技に関する事
- (2) 国民体育大会、全日本選手権大会参加に関する事
- (3) 競技選手の強化、派遣に関する事
- (4) ジュニア選手の育成、強化に関する事
- (5) 競技指導者の育成、強化に関する事
- (6) 競技役員の公認資格等に関する事
- (7) その他、競技に関する事

3 教育本部

- (1) 基礎スキー、スノーボードの普及に関する事
- (2) 法人主催、主管の基礎スキー、スノーボード関係行事に関する事
- (3) 基礎スキー、スノーボードの指導者の育成、強化に関する事

- (4) 公認資格者の審査、認定に関する事
- (5) 公認スキー学校に関する事
- (6) 傷害防止対策に関する事
- (7) その他、基礎スキー及びスノーボードに関する事

(任 期)

第6条 専門委員の任期は2年とする。ただし、任期なかばで任命された委員の任期は、現行任期の残余期間とする。

(専門部会の招集)

第7条 各本部会議は、必要に応じて本部長が招集し、その議長となる。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

(改 廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、公益財団法人新潟県スキー連盟の設立の登記の日（平成25年8月30日）から施行する。